

## 平成26年10月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成26年10月16日〔木曜日〕 9時30分 開会

2. 開催場所 市役所3階 庁議室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 委員 3 番 瀬川 寅夫

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 非農地証明願いについて  
議案第3号 あっせんについて  
議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について  
議案第5号 平成26年度農地パトロール実施要領及び西之表市  
農地利用状況調査員設置要綱の承認について

## ○事務局

おはようございます。本日は農地振興係長が出張で帰庁でしたので、いつもより 30 分遅れとなりましたが、10月の定例総会を開催します。

始めに、会長に挨拶をいただき、続けて議事進行をお願いします。

## ○会長

おはようございます。朝夕肌寒く、すっかり秋を感じる季節となりました。

12日、13日は台風の影響で市民体育祭も中止となり、残念に思っております。

その台風ですが、2週立て続けに18号、19号と襲来しまして、農作物に大きな被害があったようです。

市役所、農協の農作物被害調査によりますと、18号の被害が、さとうきびを中心に約1億円、19号が約9千万円と試算しているようです。特にきび被害は、4回の台風で約20%、2億円の被害額です。台風前のきび調査、いもの坪掘り調査で、両方とも昨年より減収を予想しておりましたが、今回の台風被害が重なり、益々厳しい収量になってくるものと思います。なんとか、減収額が少なくなることを期待したいと思います。

それでは、これより10月定例総会を開催します。

なお、本日は3番委員が、急遽鹿児島に検査に行っております。そういう理由で今回欠席届が提出されておりますので、13名での開催となります。

## ○議長

はじめに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をします。議事録署名委員には、12番南委員と13番古田委員を指名します。以上で、日程第1を終わります。

## ○議長

続きまして、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。資料は1ページです。今月は、所有権移転7件、賃借権1件、計8件の申請がありました。

1番です。住吉浜之町地区です。台帳現況地目が畑の1筆で、面積844平米を宅地と交換により所有権移転するものです。

2番です。住吉里之町地区です。台帳現況地目が畑の1筆で、面積1030平米を売買により所有権移転するものです。

3番です。現和庄司浦地区です。台帳現況地目が畑の2筆で、面積5384平米を賃貸借により、10年間賃借するものです。借人は、平成26年7月23日に設立した農業生産法人で、安納大平地区に本店があり、安納いもとばれいしょを生産しています。今回初めての申請で、許可後の経営面積は5384平米となり、下限面積の5000平米を超えます。次のページをお願いします。

4番です。現和西俣地区です。台帳現況地目が田の1筆で、面積2541平米を贈与により不在地主のいとこから所有権移転するものです。

5番です。現和庄司浦地区です。台帳現況地目が畑の1筆で、面積819平米を売買により所有権移転するものです。

6番です。現和庄司浦地区です。台帳現況地目が畑の1筆で、面積387平米を売買により所有権移転するものです。3ページをお願いします。

7番です。安城大野地区です。台帳現況地目が畑の1筆で、面積973平米を交換により所有権移転するものです。

8番です。安城大野地区です。台帳現況地目が畑の1筆で、面積959平米を交換により所有権移転するものです。

7番と8番は、相互に交換するものです。7番の譲渡人は、経営移譲年金を受給していますが、農地の交換の場合は、交換後1年以内に後継者に農地を処分、つまり名義変更または、貸借契約を結べば受給額に影響ありません。

以上、本件1番から8番については農地法第3条第2項各号には該当しないため、要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

#### ○議長

続きまして、担当委員の報告をお願いします。なお、1番、2番の担当委員は本日欠席です。本人が調査した報告文書を預かっていますので、事務局にお願いします。

#### ○事務局

本日は、急な通院で欠席し、申し訳ございませんでした。

それでは、農地法第3条許可申請1番、2番について調査報告をします。

1番については、10日に譲渡人、譲受人立ち会いの下、現地調査を行いました。場所は、住吉灯台近くの農地で、現在牧草を植え付けておりました。先月の定例総会で非農地として承認された宅地と今回の農地を交換するということで申請したようです。双方に確認をしましたが、申請通り間違いはございませんでした。

次に2番について、報告します。譲渡人は高齢のため現地立ち会いができませんでしたので、聞き取りをしました。譲受人とは10日に現地を確認しました。場所は志和野地域で、譲受人の宅地のすぐ横の土地で、さとうきびを植え付けておりました。対価等申請通り間違いありませんでした。以上です。

#### ○議長

次は、10番委員、11番委員お願いします。

#### ○10番委員

3番について、説明します。11日に聞き取り、現地確認を行いました。畑は安納いもを作付けしておりました。今回個人の農地を法人に貸し出すということでした。

この法人は、現在10人程雇用し、安納紅を栽培しているということでした。調査の結果申請通り間違いはありませんでした。

続きまして4番です。譲渡人、譲受人はいとこ同士です。譲渡人は、高校卒業後島外に出まして、今後帰って来る予定がないということで、いとこの譲受人に無償で贈与するということです。譲受人については、夫婦、息子、祖父でいもとさとうきびを3町歩程作っており、機械もトラクタや耕耘機など所持しております。申請通り間違いありませんでした。

次に5番、6番について説明します。5番、6番は同じ譲受人です。ここは約30年前に財産分与をした所でしたが、名義が変わっていないということで申請したようです。

3人で行政書士に頼み、現在の相続人である譲渡人に一旦名義を変更し、今回所有権を移転するということです。譲受人は、現在でんぶん用いもを作付けしておりますが、本人は兼業ですので、奥さんの方が中心になって、耕作しているようです。申請通り間違いありませんでした。以上で報告を終わります。

#### ○11番委員

7番と8番は関連がありますので、一括で説明します。20年ほど前に7番の譲受人が畑を開くため、8番の土地と交換して造成したようです。しかし、お互い名義変更を行わずそのままにしていたため、今回申請したようです。9日に双方立ち会いで現地調査をし、聞き取りをしました。事務局の説明通り間違いはありませんでした。

#### ○議長

議案第1号について、事務局並びに担当委員から説明がございました。これについて、質疑のある方は、挙手でお願いします。

#### ○9番委員

はい。7番、8番については、相互の交換ということでしたが、これは有償での所有件移転と解釈してよろしいでしょうか。

#### ○事務局

お互いの交換については、有償とすることとなっております。実際の金銭のやり取りはお互いの相殺ということですので、有償となります。

#### ○9番委員

はい、解りました。

#### ○2番委員

7番、8番について、事務局の説明では1年内に名義変更すれば、移譲年金について、問題無いということでしたが、そのことは、当事者に説明をおこなって、了解済みなのでしょうか。

#### ○事務局

最初は、8番の譲受人を7番の譲渡人の後継者に名義変更をおこなう予定でした。この場合経営移譲年金を受給している7番の譲渡人が後継者以外に農地を処分することにより、年金の減額となります。減額されないためには、農地を交換して、1年内に受給者が取得した農地を後継者に処分することです。ここで8番について、後継者に名

義を変更した場合交換にならないということになります。そこで、お互い話し合いをして、このような申請になっております。従いまして、1年以内に親から子への譲与申請が提出される予定です。

○7番委員

5番、6番で名義は変わったと説明されましたが、すでに変わっているのでしょうか。

○事務局

6番の譲渡人の方が、親の名義でしたので、相続登記で6番の譲渡人に名義変更したことです。それを今回譲受人に所有権移転しようとするものです。

○議長

はい、よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。

○議長

質疑がないようですので、採決をおこないます。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から8番までについて、原案通り許可する方に賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から8番までについて、原案通り許可することに決定します。

○議長

続きまして、議案第2号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「非農地証明願いについて」を説明します。資料は4ページです。

1番は、住吉形之山地区の土地です。台帳地目は畠ですが昭和60年頃から耕作せず、現在山林になっています。交付基準1の（ウ）に該当します。

2番は、現和西俣地区の土地です。台帳地目は畠ですが昭和50年頃から耕作せず、現在山林になっています。交付基準1の（ウ）に該当します。

3番は、国上中目地区の土地です。台帳地目は畠ですが昭和60年頃から耕作せず、現在雑種地になっています。交付基準1の（イ）に該当します。以上です。

○議長

これにつきましては、昨日現地調査がおこなわれております。調査委員長の報告をお願いします。

○6番委員（調査委員長）

6番です。非農地証明願いの1番について、報告します。昨日7番委員、担当の1番委員、それと事務局2名の計5名で調査をおこないました。案内人は申請人の息子さんに来ていただきました。場所は、能野漁港から国道を挟んで反対に上がった道路の下の土地でした。30年程前より耕作しておらず、道路も人1人が通れるぐらいの道でした

ので、非農地とすることに何ら問題はありませんでした。

続いて、2番について報告します。ここも、担当の10番委員をいれて5名で調査をおこないました。場所は、西俣地区でスライドにありますように全くの山林であり、パルプ材になるような木々が被い茂っておりました。非農地として問題ありませんでした。

次に3番について説明します。担当の14番委員の5名で調査しました。場所は、国上小学校横でした。申請人は畜産をしている農家で、手前には畜舎がありまして、その周りの運動場が申請地であります。現在24歳の後継者と共に畜産に励んでおります。牛の運動場として、30年以上使用しており、非農地とする事に問題はないと考えます。皆さんの審議をよろしくお願ひします。

#### ○議長

· 続いて、担当委員の報告をお願いします。

#### ○1番委員

番号1についてですが、調査委員長の報告の通りの状況でした。特に付け加えることはありません。

#### ○10番委員

番号2について、説明します。申請人は奈良の方でしたので電話で事情を伺いました。

また、地元の方々にも伺いましたが、ここが以前農地であったことは、皆さん知りませんでした。すでに、山林であり、何ら問題無いと思います。以上です。

#### ○14番委員

番号3について、報告します。昨日調査に同行しましたが、調査委員長の報告の通りであります。以上です。

#### ○議長

ただ今、事務局、調査委員長、担当委員から報告がありました。質疑のある方は、举手をお願いします。

#### ○2番委員

はい、2番です。3番について伺います。ここは、スライドをみる限り農地として復元できるような気がします。また、将来ここに畜舎などを建てる計画があるのでしょうか。もしあればその時点で転用申請すればよろしいと思いますが、如何がでしょうか。

#### ○10番委員

ここは畠地目でしたが、元々は谷間の土地で、畜産農家にとっては運動場が必要ということで、道路工事の捨土で現在のような状態にしたようです。畜産にとってはこの運動場は重要であります。今後もこのように使用したいと考え、申請をおこなったようです。

#### ○2番委員

そうするのであれば、運動場として転用するのが妥当であると思いますが、如何でしょうか。

○13番委員

今、10番委員が道路工事の残土を入れたという話でしたが、その場合この土地は表土としての土はあるのでしょうか。

○6番委員（調査委員長）

先程から言われる様に、ここは谷になっている所を埋め立てた場所で、牛の糞尿などでかなり柔らかくなっています。農地としては再生できる状態ではありませんでした。

○議長

はい。2番委員が言われる様にこの地目は、元々は畠です。十数年前は山林化していましたようですが、その後そこを埋め立てて平地になり、運動場として使っているということでしたが、事務局として、非農地申請以外のことは、考えられませんか。

○事務局

ここは35年以上前から農地として耕作していないということは明らかです。それと現況ですが、スライドでは平坦に見えますが、牛の運動場ですので、かなりの凹凸があります。従いまして、非農地基準の1の（イ）で農地として使用せず、20年以上グランドとして使用していたということで、非農地申請で受付をしております。

○議長

ここは、採草放牧地としては、どうなのでしょうか。

○事務局

採草地とは、種を蒔いて飼料として収穫している農地として、当然そこは農地として判断します。また、放牧地とは、自然な草を飼料として放牧するような広大な土地ありますので、この場所はそれにも該当しません。

20年以上耕作せず、農地以外に利用している訳ですので、非農地とすることに問題は無いと考えています。

○議長

はい。解りました。

○12番委員

ここは、非農地交付基準に照らし、牛のグランドとして20年以上使用していることが明らかですので、非農地とすることによろしいのではないでしょうか。

○議長

はい。意見も出尽くしたようですので、採決をしたいと思います。議案第2号「非農地証明願い」の1番から3番について、非農地として承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成でありますので、議案第2号「非農地証明願い」の1番から3番について、非農地として承認することに決します。

○議長

次は、議案第3号「あっせんについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「あっせんについて」を説明します。資料は、5ページです。

今月のあっせん申し出は、「貸したい」が1件です。場所は、現和庄司浦地区の田、2筆で合計面積1682平米を、標準額で貸したいという申し出です。あっせん委員は、担当の10番委員と7番委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長

はい。議案第3号について質疑のある方はいませんか。

○議長

無いようですので、あっせん委員の方々はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長

次は議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明します。利用権の設定です。1-1ページをお願いします。

1段目は期間が平成26年11月1日から平成31年10月31日の5年間、地目畠、面積4452平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。これについては、農地中間管理事業の対象となるため、当事者より取り下げの申請がありました。今後農地中間管理機構を通じて、再度申請がくるものと思います。

従いまして、次の1-2ページの番号2と1-4ページは削除をお願いします。

なお、1段目の内訳については1-2ページを詳細については、1-3ページをご覧下さい。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、各要件を満たしていることから提案しました。以上です。

○議長

ただ今、事務局より議案第4号の説明がありました。「利用権の設定」の2番については、取り下げということでしたので、1番についてのみ審議します。

担当委員の説明をお願いします。

○10番委員

10月11日に現地調査と聞き取りをおこないました。借人は、安納いも8反、水稻を1.3ヘクタール作っている農家です。この農地にも米を作付けする予定だそうです。

貸人は、高齢でありましたので、自宅に伺って確認しました。双方間違いはありませんでした。以上です。

○議長

はい。それでは質疑にはいります。質疑のある方は、挙手でお願いします。

○議長

異議なしの声がありましたので、採決をします。議案第4号農用地利用計画の「利用権の設定」1番について、原案通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第4号農用地利用計画の「利用権の設定」1番について、原案通り承認し、意見を市長に送付します。

○議長

次は議案第5号「平成26年度農地パトロール実施要領及び西之表市農地利用状況調査員設置要綱の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「平成26年度農地パトロール実施要領及び西之表市農地利用状況調査員設置要綱の承認について」を説明します。

農地法第30条の規定で、毎年1回区域の農地の利用状況について、調査をおこない、その実施要領を定めることとなっております。この利用状況調査を毎年おこなっている農地パトロールのことを言い、市内の全ての農地の利用状況を確認することとなっておりますので、今回提案しました。1ページの第3条では、パトロール内容を規定しております。市内の全ての農地の利用状況を確認し、荒廃農地がないか調査する。さらに、荒廃農地が確認された場合は、意向調査をおこなうこととしております。第4条では、広報について記載しております。今回の広報については、市のお知らせ版に掲載しました。

次は、2ページの農地利用状況調査員設置要綱についてです。農地パトロールについては、委員1人で地域全てを確認することが厳しいため、地域に詳しい方を調査員として委嘱しようとする際の必要事項を要綱として、定めようとするものです。第3条で、調査員の資格は、地域の農業に精通している者と規定しております。また、3ページの第8条では、調査員に報奨金を支給すると規定しております。

調査員については、委員でお願いし事務局に届けてください。その後委嘱状を交付しますので、手分けして調査をお願いします。

以上、議案第5号の説明を終わります。また、後ほど調査のための航空写真、調書をお渡ししますので、よろしくお願ひします。

○議長

議案第5号について、事務局より説明がありました。このことについて、質疑はありませんか。

○14番委員

調査後のA、B判定は、以前の緑、赤判定と同じでよろしいですか。

○事務局

そうです。A判定は農地に復元可能な土地、B判定は不可能な土地と判断してください。

○議長

他に質疑は無いようですので採決します。

議案第5号「平成26年度農地パトロール実施要領及び西之表市農地利用状況調査員設置要綱」について、承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はいありがとうございました。議案第5号については、承認されました。

今年度の農地パトロールについては、この要領及び調査員設置要綱に基づき実施するようお願いします。

以上で本日の議案審議は、全て終了しました。なお、引き続き合同の農地パトロールが計画されておりますので、よろしくお願いします。

平成26年10月16日

会長 田嶋伸生 

12番委員 南宣徳 

13番委員 古田洋美 